

平成22年6月 臨時会議

平成22年度

第1回 みどり市 臨時教育委員会会議録

平成22年6月27日

みどり市教育委員会

平成22年度 第1回 みどり市臨時教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成22年6月27日(日) 午前8時45分から
- ・招集場所 : みどり市役所笠懸庁舎2階第1会議室
- ・出席委員 : 清水 恒 夫 ・丹 羽 千津子 ・尾 崎 享 子
松 崎 靖 ・山 同 善 子
- ・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 藤 生 安 喜 夫
教育総務課長 岩 崎 照 雄
学校教育課長 石 井 逸 雄
社会教育課長 若 月 省 吾
文化財課長 三 輪 延 也
- ・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 上 岡 妙 子
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石 原 亨 夫

議事日程

- ・日程第1 : 選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について
- ・日程第2 : みどり市教育委員会教育長の選任について
- ・日程第3 : みどり市教育委員長職務代理者の指定について
- ・日程第4 : みどり市教育委員会委員の席番について
- ・日程第5 : 会議録署名委員の指名

・開会：午前8時50分

(仮議長) ただいま、事務局より説明がありましたとおり、委員長・職務代理ともに空席となっておりますので、委員長が選任されるまでの間、教育委員会の進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成22年度第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。

・日程第1 選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について

(仮議長) 日程第1、選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、を議題とします。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は、みどり市教育委員会会議規則第4条第1項の規定により投票を原則といたしますが、同条第2項の規定により、全委員の同意による指名推選とする方法もございますので、お諮りいたします。ご意見はございますか。

(松崎委員) 私は、指名推選がよいと思います。

(仮議長) ただいま、松崎委員から、指名推選とのご意見をいただきました。ほかに、ご意見はございませんか。

(丹羽委員) 私も、指名推選がよいと思います。

(山同委員) 私も、指名推選がよいと思います。

(仮議長) 全委員が指名推選というご意見ですので、指名推選で行いたいと思います。ここで委員長の指名をお願いいたします。いかがでしょうか。

(丹羽委員) 私は、委員長に清水委員を推選します。

(仮議長) ただいま、丹羽委員より私へのご指名をいただきました。ほかにはいかがでしょうか。

(松崎委員) 私も、委員長に清水委員を推選します。

(山同委員) 私も、委員長に清水委員を推選します。

(仮議長) それでは、採決を行います。私は当事者ですので、議事に参与することができませんので、退席させていただきます。この間の進行を次の年長者であります尾崎委員にお願いしたいと思います。

—————清水委員退席—————

(尾崎委員) それでは、委員長が決まるまでの間、進行してまいります。

(尾崎委員) 日程第1、選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、清水委員を委員長に推選することに賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(尾崎委員) 挙手全員ですので、清水委員を委員長の当選人と決定いたします。ここで清水委員の同席を求めます。

—————清水委員着席—————

(尾崎委員) 日程第1、選挙第1号 みどり市教育委員会委員長の選挙について、清水委員の当選を委員全員の賛成により、決定しましたので報告いたします。ここで議事進行を交代いたします。ご協力ありがとうございました。では、清水委員長より挨拶をお願いいたします。

(委員長) 挨拶。

・日程第2 みどり市教育委員会教育長の選任について

(委員長) 日程第2、みどり市教育委員会教育長の選任でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項により、教育長は委員長を除く教育委員のうちから、互選により選出のうえ教育委員会が任命することになっております。

それでは、委員のご意見を伺います。

(松崎委員) 私は、人格・見識とも優れ、教育に対する熱意と十分な知識、経験のあります尾崎委員が教育長として適任と考えますので、推選いたします。

(丹羽委員) 私も、尾崎委員が教育長として適任と考えますので、推選いたします。

(山同委員) 私も、尾崎委員が教育長として適任と考えますので、推選いたします。

(委員長) ただいま、3人の委員から、尾崎委員を教育長として推選する旨の意見がありました。ここで皆様にお諮りいたしますが、本件につきましては、尾崎委員の一身上に関する事項であると認めますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、尾崎委員の退席をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしと認め、尾崎委員の退席を求めます。

—————尾崎委員退席—————

(委員長) ただいまの松崎委員の意見について、先ほども丹羽委員、山同委員からご意見をいただきましたが、改めてお伺いいたします。丹羽委員いかがでしょうか。

(丹羽委員) 私も、尾崎委員は、教育長として適任であると考えます。

(委員長) 山同委員は、いかがでしょうか。

(山同委員) 私も、尾崎委員は、教育長として適任であると考えます。

(委員長) 私も、尾崎委員が、教育長として適任であると考えます。

(委員長) 私を含め委員全員が賛成でありますので、教育長を尾崎委員に決定いたします。それでは、議事が終わりましたので、ここで尾崎委員に席についていただきます。

—————尾崎委員着席—————

(委員長) 尾崎委員が席につきましたので、委員の皆様で協議した結果につきまして、ご報告申し上げます。

ただいま、教育長の選任について諮ったところ、全員一致で尾崎委員を教育長とすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

ここで、任命されました尾崎委員よりご挨拶をお願いいたします。

(教育長) 挨拶。

・日程第3 みどり市教育委員長職務代理者の指定について

(委員長) 日程第3、みどり市教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。みどり市教育委員会会議規則第5条により、職務代理者の決め方は、委員長の例にならうことになっておりますので、投票を基本としますが、指名推選による方法もございますので、お諮りいたします。ご意見はございますか。

(松崎委員) 私は、指名推選がよいと思います。

(委員長) ただいま、松崎委員から、指名推選とのご意見をいただきました。ほかに、ご意見はございませんか。ご意見もないようですので、お諮りいたし

ます。指名推選で行うことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしと認め、指名推選によることと決定いたします。ここで職務代理者の指名をお願いいたします。いかがでしょうか。

(山同委員) 私は、丹羽委員を推選します。

(委員長) ただいま、山同委員より丹羽委員の指名推選がございましたが、ほかにはございませんか。

(松崎委員) 私も、山同委員のご意見に賛成です。

(委員長) ほかに無いようですので採決を行います。丹羽委員は当事者ですので、暫時退席してください。

—————丹羽委員退席—————

(委員長) ここで、丹羽委員を職務代理に決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 全委員ご異議なしと認め、委員長職務代理者は、丹羽委員にお願いしたいと思います。

ここで 丹羽委員の同席を求めます。

—————丹羽委員着席—————

(委員長) 職務代理者の指定については、委員全員の賛成により、丹羽委員に決定しましたので報告します。丹羽委員よろしく申し上げます。

(丹羽委員) 挨拶。

・日程第4 みどり市教育委員会委員の席番について

(委員長) 日程第4、みどり市教育委員会委員の席番について、お諮りいたします。席番については、事務局の説明により決定したいと思いますが、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) 委員長を1番とし、職務代理者を2番、教育長を5番席とし、残る3、4番席については、慣例により年高順でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長) それでは、事務局の説明どおり、委員長席を1番とし、職務代理者を2番席、5番席は教育長席と決定いたします。3・4番席については、年高順ということで、3番席に松崎委員、4番席に山同委員、として決定をいたします。どうぞよろしくお願いします。

・日程第5 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第5、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、2番席の丹羽委員にお願いいたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦労様でした。

・閉会：午前9時15分